



島根県報

平成22年3月30日（火）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則	（港 湾 空 港 課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	（都 市 計 画 課）	2

【告 示】

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（高 齢 者 福 祉 課）	2
土地改良事業施行の同意	（農 村 整 備 課）	3
建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正	（土 木 総 務 課）	3
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	（都 市 計 画 課）	4
ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定の廃止	（ " ）	4
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部改正	（ " ）	4

公布された条例等のあらまし

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第23号）

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例第8条の規定の施行期日は、平成22年4月1日とすることとした。

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

自然公園法の改正に伴う規定の整理（第12条・第14条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（平成22年島根県条例第29号）第8条の規定の施行期日は、平成22年4月1日とする。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第14条第1項第2号中「第13条第9項又は第14条第8項」を「第20条第9項又は第21条第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第1号により告示する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日

医療法人徳祐会	介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設 三笠記念病院	邑智郡邑南町上田所39番地 5	平成22年 3 月 31 日
---------	-----------	-----------------------	--------------------	----------------

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により土地改良事業の施行に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により次のとおり告示する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	同意年月日
大田市	波根東地区用排水施設事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	平成22年 3 月 23 日

島根県告示第240号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領（平成15年島根県告示第331号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第15条第2項各号を次のように改める。

(1) 合併等（協業組合の設立を除く。以下この号において同じ。）を行う前において格付けの対象となる業種がそれぞれ同一の等級又は直近の等級であり、かつ、親子会社による合併等でない場合

ア 平成22年度に合併等を行った場合

(7) 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 10パーセント

(4) 合併等実施後4年度目 5パーセント

イ 平成23年度に合併等を行った場合

合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 10パーセント

(2) 協業組合の設立の場合

ア 平成22年度に協業組合を設立した場合

(7) 協業組合設立年度から協業組合設立後3年度目まで 10パーセント

(4) 協業組合設立後4年度目 5パーセント

イ 平成23年度に協業組合を設立した場合

協業組合設立年度から協業組合設立後3年度目まで 10パーセント

(3) 前2号以外の合併等の場合

ア 平成22年度に合併等を行った場合

(7) 合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 5パーセント

(4) 合併等実施後4年度目 3パーセント

イ 平成23年度に合併等を行った場合

合併等実施年度から合併等実施後3年度目まで 5パーセント

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領第15条の規定に基づき行われた調整措

置については、なお従前の例による。

島根県告示第241号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 アの表松江城山公園の区域の項から木幡家住宅の敷地の区域の項までを削り、1 イの表神魂神社の境内の項を削り、1 ウの表明々庵の敷地の区域の項から内神社の境内の項までを削る。

「美保神社風致保安林の区域

2 中 鱒淵寺風致保安林の区域 を 「鱒淵寺風致保安林の区域 に改める。
一畑寺風致保安林の区域 一畑寺風致保安林の区域」

枕木山風致保安林の区域 」

4 を次のように改める。

4 条例第2条第13号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

一般国道9号の自動車専用道路の区間（安来市吉佐町地内鳥取県境から八束郡東出雲町と松江市との境界線まで、江津インターチェンジから浜田ジャンクションまで、浜田市下府町1820番2地先から同市笠柄町5番地先まで、益田市遠田町2604番地先から同市久城町423番1地先まで及び同市高津一丁目イ1274番1地先から同市須子町口467番地先までの間）、中国横断自動車道尾道松江線（三刀屋木次インターチェンジから雲南市と松江市との境界線までの間）、中国横断自動車道広島浜田線（邑智郡邑南町市木地内広島県境から浜田インターチェンジまでの間）、中国縦貫自動車道（鹿足郡吉賀町田野原地内山口県境から同町蓼野地内山口県境までの間）又は山陰自動車道鳥取益田線（宍道ジャンクションから出雲インターチェンジまでの間）から展望できる両側500メートルの区域（都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域及びおおむね10以上の家屋が連たんする地域を除く。）

島根県告示第242号

ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定（平成4年島根県告示第648号）は廃止し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第243号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成19年島根県告示第281号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大田市景観計画（平成22年大田市告示第1号）に定められた景観計画区域内で行う行為